

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について

〔 19 生産第 9424 号 〕
平成 20 年 3 月 31 日
農林水産省生産局長通知

改正 平成 21 年 3 月 31 日

平成 21 年 5 月 29 日

平成 22 年 4 月 1 日

平成 23 年 4 月 1 日

平成 24 年 4 月 6 日

平成 25 年 5 月 16 日

最終改正 平成 26 年 2 月 6 日

鳥獣被害防止総合対策交付金については、先に鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領を別紙のとおり一部改正したので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

(別 紙)

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

第1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業別事項

- 1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記1
- 2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記2
- 3 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記3

(別記 1)

鳥獣被害防止総合支援事業

第 1 事業の取組等

1 事業の取組

鳥獣被害防止対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の別表 1 に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、要綱別記 1 の第 1 の 1 の被害防止計画の対象となっている市町村の区域（以下「市町村域」という。）において、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第 9 条第 1 項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が行う捕獲等による個体数調整、侵入防止柵の設置等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の被害防止の取組を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1) と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

事業実施主体は次に掲げるとおりとする。

(1) 要綱別表 1 の事業実施主体の欄の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める協議会等とは、推進事業にあつては、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行いいうる体制を有している組織であつて、4 に規定する組織及び運営についての規約の定めがある協議会（以下「協議会」という。）とする。

(2) 整備事業にあつては、協議会又はその構成員（試験研究機関を除く。）であつて、かつ、代表者の定めがあり、事業実施及び会計手続について (1) の協議会と同程度の体制を有しているものとする。

4 協議会の要件

協議会は、次の全ての要件を満たすものとする。

(1) 協議会が実施する事業等に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会としての意志決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方

法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていること。

- (2) (1) の規約その他の規程に定めるところにより、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

5 事業実施主体の範囲

3に規定する協議会等の事業実施を行う地理的範囲は、鳥獣による被害の状況、鳥獣の行動範囲、地形等を考慮し、効果的かつ一体的な被害防止対策の実施が期待される地域であって、一又は複数の市町村を含む地域（複数の都道府県の市町村をまたがる場合も含む。）とする。

6 費用対効果分析

要綱別表1の採択要件の欄の4の「すべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること」の判断に当たっては、整備する施設等の導入効果について、鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について（平成20年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知）により費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分に検討するものとする。

7 地域主体の鳥獣害防止対策

被害防止対策に効率的かつ効果的に取り組む観点から、鳥獣被害防止特措法第4条に基づく被害防止計画の作成を推進するものとする。

なお、被害防止計画の作成に当たっては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について」（平成20年2月21日付け19生産第8422号農林水産省生産局長通知）に留意するものとする。

8 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表1関係）

- (1) 事業内容欄の1の(1)の①「推進体制の整備」については、協議会の開催等により事業の推進体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題

イ 事業の目標

ウ 被害防止計画及び事業実施計画の作成・見直し

エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築

オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

カ その他必要な事項

- (2) 事業内容欄の1の(1)の②「個体数調整」については、次に掲げる事項

を実施できるものとする。なお、個体数調整については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備

イ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲

ウ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及

エ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立

(3) 事業内容欄の1の(1)の③「被害防除」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。

ア 犬等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物の導入及び侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証

イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施

ウ イの調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供、被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及

(4) 事業内容欄の1の(1)の④「生息環境管理」については、牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い等による里地里山の整備を実施できるものとする。

(5) 事業内容欄の1の(2)の①の「大規模緩衝帯整備」については、野生鳥獣の農地等への出没の軽減を図るため、野生鳥獣の生息域と農地との間に植生している樹木を伐採して行う緩衝帯の整備（対象地域の調査、所有者の同意の取付け等の調整活動を含む。）を行うものとする。ただし、大規模緩衝帯の整備面積は1ha以上とする。

なお、大規模緩衝帯の整備については、当該市町村において森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に定める市町村森林整備計画が策定されている場合には、当該市町村森林整備計画と整合を図るものとする。

(6) 事業内容欄の1の(2)の②の「誘導捕獲柵わな導入」については、一度に相当数の鳥獣を捕獲することのできる誘導捕獲柵わな（ドロップネット方式を含む。）の整備に必要な資材の導入を行うものとする。

(7) 事業内容欄の2の(1)の「鳥獣被害防止施設」については、地域における農林水産業等に係る鳥獣被害を軽減するために必要な被害防止施設（受電施設を除く。）及びICT（情報通信技術）を活用した捕獲施設その他の被害を及ぼす鳥獣の効率的な捕獲に資する捕獲施設を一体的に整備するものとし、市町村域を超えた広域的な整備計画との整合について配慮するものとする。

- (8) 事業内容欄の2の(2)の「処理加工施設」については、被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な施設及び焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）を整備するものとする。この場合、被害防止計画に定める地域において、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲に関する計画と、その計画に即した捕獲活動を一体的に行うものとする。
- (9) 事業内容欄の2の(3)の「捕獲技術高度化施設」については、農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者の確保と技能向上のための射撃場を整備するものとする。この場合、専ら鳥獣の捕獲に従事する者が使用することが確実であって、かつ、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の2の指定射撃場（以下「指定射撃場」という。）の指定を受けていること又は受けることが確実と見込まれる場合に整備できるものとする。

この場合、原則として、指定射撃場の指定を受けるために必要な施設等及び「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」（平成19年3月環境省水・大気環境局土壌環境課作成）に沿った鉛対策の実施に必要な施設等（以下「基幹施設」という。）の整備に限るものとし、その他附帯施設等については、基幹施設との一体的な整備を行う場合に限り整備できるものとする。

2 補助対象経費

推進事業の補助対象となる経費は、本事業に直接要する別表3に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託

事業実施主体は、要綱別表1の事業内容の欄の1の推進事業の一部を他のもの（鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。以下同じ。）その他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第3 交付率

- 1 要綱別表1の交付率欄の交付率及び同欄の1の推進事業における生産局長が別に定める被害防止活動推進の限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被害緊急対応型にあつては、被害防止活動推進に要する経費の1／2以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から④までの取組に要

する経費については1市町村当たり2,000千円以内を限度額として定額補助できるものとする。

(2) 広域連携型にあつては、被害防止活動推進に要する経費の1/2以内とするが、実施隊が行う事業内容欄の1の(1)の②から④までの取組に要する経費については1市町村当たり2,200千円以内を限度額として定額補助できるものとする。

(3) 過年度に鳥獣被害防止総合対策事業の補助を受けたことのない事業実施主体においては、(1)又は(2)にかえて、事業内容欄の1の(1)の①から④までの取組みに要する経費について、被害緊急対応型においては1市町村当たり2,000千円以内、広域連携型においては事業実施主体を構成する1市町村当たり2,200千円以内の定額補助を受けることができるものとする。

2 要綱別表1の交付率欄の1の推進事業における被害防止活動推進において生産局長が別に定める上限単価(消費税を含む。)は次に掲げるとおりとする。

(1) 箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価(千円/基)
大型獣用 (3㎡以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	100
中型獣用 (2㎡以下)	サル専用	89
小型獣用 (0.5㎡以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	18

注:「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

(2) くくりわな

1基当たり23千円とする。

(3) 囲いわな

1㎡当たり40千円とする。

3 要綱別表1の交付率欄1の推進事業における生産局長が別に定める実施隊特定活動における上限単価(消費税を含む。)は次に掲げるとおりとする。

(1) 大規模緩衝帯整備導入

1ha当たり500千円とする。

(2) 誘導捕獲柵わな導入

1㎡当たり40千円とする。

4 要綱別表 1 の交付率の欄の 2 の整備事業における生産局長が別に定める上限単価（消費税を含む。）は、次に掲げるとおりとする。

（１）鳥獣被害防止施設の上限単価

獣 種 等	侵入防止柵の 種 類	上限単価（円／m） （直営施工で資材費の みの定額補助の場合）	上限単価（円／m） （左記以外の場合）
獣種共通	電気柵（１段当 たり）	1 3 0	3 4 0
	ネット柵	1, 0 0 0	2, 5 0 0
イノシシ	金網柵 （ロール状）	1, 5 5 0	4, 1 0 0
	ワイヤーメッシ ュ柵（パネル状）	1, 0 0 0	2, 5 0 0
シカ（イノシシ 用を兼ねる。）	金網柵 （ロール状）	2, 2 5 0	5, 7 0 0
	ワイヤーメッシ ュ柵（パネル状）	1, 5 0 0	3, 7 5 0

注 1：サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複
合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価
とする。

2：また、第 2 の 1 の（７）において、被害防止施設と一体的に整備を行
う ICT を活用した捕獲施設については、上限単価の外数とする。

（２）処理加工施設の上限単価

	上限単価（万円／㎡）
食肉利用等施設	2 6
焼却施設	4 0

注：交付対象となる処理加工施設、焼却施設の交付金の交付限度額は、

上限単価の範囲内であって、必要最小限のものとする。

5 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の2、3及び4の上限単価を超えて助成する必要がある場合にあつては、地方農政局長は整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成できるものとし、また、都道府県知事は、要綱別記1の第1の4に基づき地方農政局長と協議を行った上で、同様に助成できるものとする。

- 6 要綱第3の2の地域提案に充てることができる事業費は、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。各事業実施主体（地域提案に係る事業実施主体を除く。）の事業実施計画の変更等やむを得ない事情が生じた場合には、この限りではない。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 要綱別記1の第1の2の生産局長が別に定める事業実施計画は、別表1の1に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記1の第1の3の生産局長が別に定める都道府県計画にあつては、別記様式第6号により、要綱別記1の第1の2の広域都道府県域計画にあつては、別記様式第9号の別添により作成するものとする。
- (3) 要綱別記1の第1の3の提出、同4の生産局長が別に定める協議及び同6の報告については別記様式第1号により行うものとし、同2の承認については別記様式第9号により行うものとする。
- (4) 都道府県知事は、要綱別記1の第1の3の提出を行う際に、都道府県計画に第3の5の地域特認がある場合は、要綱別記1の第1の4の協議とあわせて地方農政局長と協議を行うものとする。
- (5) 整備事業に係る(1)及び(2)の作成に当たつての留意事項は別表2に定めるところによるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記1の第1の6の生産局長が別に定める都道府県計画及び広域都道府県域計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

3 事業の着工

事業の着工（機械の発注を含む。）又は着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着工（着手）届を作成し、広域都道府県域計画に基づき事業を実施する事業実施主体（以下「広域都道府県域事業実施主体」という。）にあつては地方農政局長に提出す

るものとし、それ以外の事業実施主体にあつては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

事業実施主体は、本事業により整備した施設の管理運営を直接行い難い場合、本事業の実施地域の団体であつて、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営を行わせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長及び都道府県知事は本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（(2)により事業実施主体が団体に施設の管理運営を委託している場合にあつては、当該団体）に対し、施設の適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長及び都道府県知事は、関係書類の整備並びに施設等の管理及び処分が適切に行われるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。

5 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した施設等に、事業名を表示するものとする。

第5 事業実施状況の報告

- 1 要綱別記1の第5の1の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記様式第9号の別添に準じて作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別表1の2に規定する事項を含めて作成するものとする。
- 2 要綱別記1の第5の1に定める広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及び同第5の3の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

第6 事業の評価

1 事業評価

- (1) 要綱別記1の第6の1の(1)の評価の報告は、広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記様式第10号により作成し、それ以外の事業実施主体にあつては、別表1の3に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記1の第6の1の(1)に定める広域都道府県域事業実施主体が行う事業の実施状況報告及び同第6の1の(2)に定める事業評価の報告は、

被害防止計画の目標年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第3号により行うものとする。

2 改善計画

- (1) 要綱別記1の第6の2の(1)の目標の達成状況が低調である場合とは、被害防止計画目標の達成率が70%未満であるものとする。
- (2) 要綱別記1の第6の2の(1)及び(2)の改善計画の報告は、別記様式第4号により行うものとする。この場合において、事業実施主体は、目標年度を1年間延長し、再度、要綱別記1の第6の1の事業評価及び報告を行うものとする。

なお、改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成率が70%に達しない場合には、事業実施主体は被害防止計画目標を見直すものとする。

第7 国の助成措置

国は、都道府県及び補助事業者に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、交付金の一部若しくは全部を減額すること、又は都道府県知事に対し既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

別表 1

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業実施体制 協議会の概要 4 事業に係る項目 推進体制の整備状況、個体数調整、被害防除及び生息環境管理ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）、負担区分
整備事業	1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積 4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理及び費用対効果分析に関する項目 5 地域指定に係る項目 過疎地域等の指定状況

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 個体数調整、被害防除及び生息環境管理ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）並びに事業費 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項
整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標に関する事項

3 事業評価の報告

区 分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村、近隣市町村等との連携 2 実施時期に係る項目 3 事業内容等に係る項目 事業内容、事業量 4 管理に係る項目 管理主体者 5 利用に係る項目 供用開始時期、利用率 6 事業効果、評価に係る項目 事業効果、経営状況、事業実施主体の評価

別表2 事業実施計画、都道府県計画及び広域都道府県域計画作成に当たっての留意事項

事 項
1 既存の機械・施設（以下「施設等」という。）の利用状況、利用継続年数等を把握し調整していること。
2 施設等の稼働期間、処理量、作業効率等が妥当であること。
3 施設内の管理室、休憩室、分析室等の所要面積が、機能、利用計画等から見て妥当であること。
4 施設等の利用料金について、施設等の継続的活用を図りうるよう必要な資金の積立に努めるとともに、償却費等に基づき適正に設定されていること。
5 施設等の規模、利用料金等について、受益農家に対し説明を行っていること。また、総会等で合意を得ていること。
6 投資効率（費用対効果）の算出プロセス、根拠が適切であること。また、投資効率（費用対効果）が 1.0 以上であること。なお、投資効率（費用対効果）の算定の単位について、原則として、集落等の地区（1つの受益地区として認めることが適切であると考えられる範囲をいう。）を単位とすること。
7 国庫補助金が、対象となる交付率で正しく計算されていること。
8 奇抜なデザイン、必要以上の装備等により事業費が過大となっていないこと。
9 附帯施設について、不要なものがないこと。
10 古品及び古材の利用等事業費の低減に向けた取組が行われていること。
11 販売先との間で取引価格、取引数量、品質等についての合意が図られていること。
12 製品に関する需要の状況及び将来の見通しについて十分な事前調査が行われているとともに、施設の設置後も消費者ニーズの把握に努める体制が整備されていること。
13 需要に即した製品を安定的に供給するための加工技術の確立及び習得に対する十分な取組がされていること。
14 適正な収支計画となっていること（収支については、施設の維持・運営に必要な経費が適切に計上されていること。また、販売価格については、市場価格や支出等を勘案した適正な水準に設定されていること。）
15 管理運営規程等により施設等が将来にわたり適正に管理運営ができる体制となっていること。
16 被害防止施設、処理加工施設、捕獲技術高度化施設又は地域提案による施設を建設するに当たり周辺住民等との合意が形成されていること。
17 処理加工施設を建設する場合は、被害を及ぼす鳥獣の捕獲計画が作成され、その計画に即した捕獲活動ができる体制となっていること。
18 捕獲した鳥獣の肉の処理加工施設を建設する場合は、食品衛生法等関係法令を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。

19	捕獲技術高度化施設を建設する場合は、「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」、当該施設が設置される都道府県等の定める設置及び管理に関する条例のほか関係法令等を遵守し、適正に運営できる体制となっていること。
20	用地が確保されていること。農地法及び農業振興地域の整備に関する法律に定める基準等を満たしている又は許可等の見込みがあること。
21	施行方法の選択が適切にされていること。
22	入札の方法に関する知識を有していること。
23	地元関係者との合意形成が図られていること。
24	その他法律に定める基準等が満たされていること。

別表 3 推進事業の補助対象経費

事業内容		補助対象経費
推進体制の整備	会議開催	・ 会場借料、会議用機械器具の借料 ・ 会議費、事務用品 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
	研修会・講習会	・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 会議費、事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修・講習受講費用及び旅費
	生息状況調査	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 薬品類、調査機材及びその借料 ・ 調査に従事する者に対する保険代 ・ 車両の借料及びその燃料代
	捕獲活動	・ 捕獲活動（捕獲個体処理を含む。）への役務要請に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 捕獲に必要な機材（銃を除く。） ・ 捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。） ・ 止めさし資材、埋設資材 ・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 ・ 捕獲に従事する者に対する保険代 ・ 重機、車両の借料及びその燃料代 ・ 商品開発資材
被害防除	研修会	・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 会議費、事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 技術研修・講習受講費用及び旅費
	追払い、追上げ	・ 追払い・追上げの活動への役務要請に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 薬品類、追払い・追上げに必要な機材及びその借料 ・ モンキードッグ訓練費用（警察犬訓練所等の訓練士が行うものであって、モンキードッグ取扱者（ハンドラー）

		も訓練の対象となっておりとともに訓練後にハンドラー参画のもと、普及・啓発のための現地研修会の開催を行う場合に限る。ただし、これまでに鳥獣被害防止総合対策事業で当該費用の補助を受けた場合を除く。） ・ 追払い・追上げに従事する者に対する保険代 ・ 車両の借料及びその燃料代
	技術実証	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 技術実証資材 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
	被害状況調査	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 調査機材及びその借料 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 車両の借料及びその燃料代
生息環境管理	緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い	・ 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 請負施工費 ・ 放牧家畜の借料 ・ 緩衝帯整備等に従事する者に対する保険代 ・ 緩衝帯の整備に必要な資材 ・ 測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードック、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

別記様式第 1 号（別記 1 の第 4 の 1 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）の
地域提案（（地域特認又は都道府県事業実施計画））の協議（都道府県計画の
提出（変更））について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年 3 月31日付け19生産第9423号農林
水産事務次官依命通知）別記 1 の第 1 の 4（第 1 の 3 又は第 1 の 6）の規定に基づき、
関係書類を添えて協議（提出又は報告）する。

- （注） 1 関係書類として、別記様式 6 号の都道府県計画を添付すること。
2 地域提案、地域特認又は都道府県の事業計画に係る協議又は報告がある
場合には、当該事業の内容がわかる資料を添付すること。
3 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更が比較対照できる
ように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号（別記1の第5の2関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）の事業実施状況報告
（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省生産局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

〔 又は
所在地
団体名
（協議会名）
代表者 印 〕

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第5の3の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあつては、別記様式第7号を添付する。
2 広域都道府県域事業実施主体の添付する別添にあつては、別記様式第9号に準ずるものとする。

別記様式第3号（別記1の第6の1関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）の評価報告
（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省生産局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

〔 又は
所在地
団体名
（協議会名）
代表者 印 〕

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第6の1の（2）の規定により、別添のとおり報告する。

- （注） 1 都道府県にあつては、別記様式第8号を添付する。
2 広域都道府県域事業実施主体にあつては、別記様式第10号を添付する。

別記様式第 4 号（別記 1 の第 6 の 2 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省生産局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕
〔又は
〇〇県（都道府）知事 殿〕

〇〇県（都道府）知事
氏名 印
〔又は
所在地
団体名
（協議会名）
代表者 印〕

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)で取得
又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について

平成〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

3 施設等の利用の実績及び改善計画
(改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4 改善方策

(要領に定める事業評価報告書の事業効果及び評価の欄を参照し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5 改善計画を実施するための推進体制

区 分	指 標	事業実施後の状況					改善計画			
		目 標 (年)	計 画 策定時 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	3 年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1 年目 (年)	2 年目 (年)	3 年目 (年)
施設等	利用量 (km、ha 等)									
	利用率 (%)									
	収支差 (千円)									
	収支率 (%)									
	累 積 赤 字 (千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 2 収支率は、収入／支出×100とする
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第5号（別記1の第4の3関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省生産局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕
又は
〔〇〇県（都道府）知事 殿〕

所在地

団体名
（協議会名）
代表者 役職 氏名 印

〔 又は
所在地
団体名
（協議会名）
代表者 印 〕

平成〇〇年度鳥獣害被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）
の交付決定前着工（着手）届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工（着手）することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着工（着手）予定年月日
- 4 竣工予定年月日
- 5 交付決定前着工（着手）を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着工・着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。
- 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

別記様式第6号（別記1の第4の1、別記2の第3の1関係）

〇〇県（都道府）計画(又は実績)

I 事業内容

1 事業費等

事業費	円	(うち交付金	円)	都道府県名	〇〇県（都道府）	管内市町村数	
うち地域提案メニュー分	円	(うち交付金	円)	事業実施年度	平成 年度	被害防止計画作成数（協議中含む）	(平成 年 月末時点)

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 課題を解決するための対応方針(上記の課題に対応させて記述すること。)

(上記の課題に対応するための都道府県としての方針を記述すること。)

4 県（都道府）の目標

(上記方針に従って、具体的な目標を記述すること。)

5 地域提案メニューの内容

(地域提案の背景、狙い及び具体的な内容等を記述すること。)

(事業概要)

- (1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要
別紙1
- (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)概要
別紙2
- (3)被害防止計画の概要
別紙3
- (4)都道府県広域捕獲活動等(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要
別紙4

(事業の経費の配分) (円)

	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	事業主体
推進交付金						
うち都道府県広域捕獲活動等						
整備交付金						

(都道府県附帯事務費) (円)

	事業費	交付金	取組内容
附帯事務費			(内訳を記載すること。)

注1：取組内容については、生産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する。
2：取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。
3：事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の充当率(二分の一)を乗じた得た額の範囲内で記載する。

(別紙1) (1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

1 事業実施主体等

2-1 事業計画(又は実績)の概要(推進事業)1/2以内

[illegible]

注1: 事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

2: 事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

3: 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

4: (＊)については、単位当たりの単価(例:○円/ha等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することとする。

5: 取組区分欄には、新規事業実施主体の取組は「1」、実施隊の取組は「2」を記入する。

1 事業実施主体等

2-2 事業計画(又は実績)の概要(推進事業)定額

[illegible]

注1: 事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

2: 事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

3: 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

4: (＊)については、単位当たりの単価(例:〇円/ha等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することとする。

5: 取組区分欄には、新規事業実施主体の取組は「1」、実施隊の取組は「2」を記入する。

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

[illegible]

8: 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条に基づく総合化事業に関する計画に記載されることが確実な処理加工施設については、(六)と記載する。

(別紙3) (3)被害防止計画の概要

〇〇県(都道府)計画(又は実績)

1 事業実施主体等

3 被害防止計画の概要

[illegible]

注1: 事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

2: 事業計画の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

3: 目標指標の設定内容の欄については、目標を設定している場合には、該当する欄に1と記載する。

(別紙4) (4)都道府県広域捕獲活動等(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概
〇〇県(都道府)計画(又は実績)

1 広域捕獲活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備 考
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

2 新技術実証・普及活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備 考
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

3 人材育成活動

取組内容	事業費	国庫交付金	備 考
	円	円	
(具体的な内容及び積算)			
計			

4 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注:参考資料等あれば添付する。

Ⅱ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A) + (B) + (C) + (D)	負 担 区 分				備 考
		交 付 金 (A)	都 道 府 費 (B)	市 町 村 費 (C)	そ の 他 (D)	
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 2 鳥獣被害防止総合対策整備交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円	円	円	円	
合 計						

Ⅲ 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

Ⅳ 収支予算（又は精算）

（１） 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 2 鳥獣被害防止総合対策整備交付金 3 その他	円	円	円	円	
合 計					

（２） 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 2 鳥獣被害防止総合対策整備交付金 ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円	円	円	
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

V 添付書類

交付申請及び実績報告の際には、都道府県の本交付金の交付に関する規定又は要綱を添付すること。

実績報告の際には、以下の資料を添付すること。1及び2の添付を原則とし、3については、1又は2との併用を可能とする。

- 1 整備事業にあつては、財産管理台帳の写し
- 2 推進事業にあつては、支払いごとの内訳を記載した帳簿等の写し
- 3 事業実績内訳明細書（別紙様式）

（別紙）

事業実績内訳明細書

事業種類（ ）

交 付 先	事 業 費 (A) + (B) + (C) + (D)	負 担 区 分				備 考
		交 付 金 (A)	都 道 府 県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	そ の 他 (D)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

- 注
- 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付書類を基に記入すること。
 - 2 事業種類の（ ）の欄は、推進事業、整備事業のいずれかを記入し、それぞれ別葉とすること。
 - 3 備考の欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」）と記入すること。
 - 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第7号（別記1の第5の2、別記2の第3の1関係）
鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施状況報告（平成〇〇年度報告）

1 事業費等（事業実施状況）

事業費	円	（うち交付金	円）	都道府県名	〇〇県（都道府）
うち地域提案メニュー分	円	（うち交付金	円）	事業実施年度	平成 年度

2 農林水産業等に係る鳥獣被害の現状と課題

（事業実施以前における事業計画地区等における現状、課題及び対応方針等を数値等も交えて具体的に記述すること。）

3 都道府県が行った事業促進の取組

（上記の課題等に対応させて記述すること。）

4 事業の実施状況の概要

（地域提案メニューを含め事業の実施状況を記述すること。）

5 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

（事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防止のための誘導方向を記載する。）

（事業概要）

- （1）推進事業（鳥獣被害防止総合支援事業）概要
別紙1
- （2）整備事業（鳥獣被害防止総合支援事業）概要
別紙2
- （3）被害防止計画の概要
別紙3
- （4）都道府県広域捕獲活動等（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）の概要
別紙4

（事業の経費の配分）

	事業費	交付金	都道府県費	市町村費	その他	事業主体
推進交付金						
うち都道府県広域捕獲活動等						
整備交付金						

（都道府県附帯事務費）

	事業費	交付金	取組内容
附帯事務費			（内訳を記載すること。）

- 注1：取組内容については、生産局長が別に定める附帯事務費の使途基準により記載する。
- 2：取組内容については、内容、数量×単価、等を用いて記載すること。
- 3：事業費の欄については、整備事業に要する総事業費を、交付金の欄については、事業費に1.0%を乗じて得た額の充当率（二分の一）を乗じた得た額の範囲内で記載する。

(別紙1) (1)推進事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要

鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

1 事業実施主体等

2-1 事業計画(又は実績)の概要(推進事業)1/2以内

[illegible]

注1：事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

2: 事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

3. 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

4. (＊)については、単位当たりの単価(例：〇円/ha等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することとする。

5: 取組区分欄には、新規事業実施主体の取組は「1」、実施隊の取組は「2」を記入する。

事業実施 主体名 (参画協 議会名)	構成市 町村名	事業 の 種類	事業 計画 の 内容	取組 区分	推進事業																				備考				
					①推進体制の整備			②個体数調整(＊)				③被害防除				④生息環境管理			⑤推進事業合計 (①+②+③+④)		⑥誘導捕獲柵わな (円)(＊)			⑦大規模緩衝帯 (円)(＊)			⑧推進事業合計 (⑤+⑥+⑦)		
					実施内容 の概要	事業費 (円)	国　庫 交付金 (円)	対象 鳥獣	実施内 容の概 要	事業費 (円)	国　庫 交付金 (円)	対象 鳥獣	実施内容 の概要	事業費 (円)	国　庫 交付金 (円)	実施内容 の概要	事業費 (円)	国　庫 交付金 (円)	事業費 (円)	国　庫 交付金 (円)	実施内容 の概要	事業費 (円)	国　庫 交付金 (円)	実施内容 の概要		事業費 (円)	国　庫 交付金 (円)	事業費 (円)	国　庫 交付金 (円)

2: 事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

4: (＊)については、単位当たりの単価(例:〇円／ha等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することとする。

5: 取組区分欄には、新規事業実施主体の取組は「1」、実施隊の取組は「2」を記入する。

(別紙2) (2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要

鳥獣被害防止総合支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

1事業実施主体等

2 事業計画(又は実績)の概要(整備事業)

[illegible]

注1: 事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

2: 事業計画(又は実績)の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

3: 鳥獣被害防止施設について、効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわな等と一体的な整備を図る場合には、その内容を記載する。

4: 捕獲技術高度化施設については、設備の概要を記載する。

5: 5法指定地域の有無の欄については、該当する地域指定がある場合は1、どの地域指定も該当しない場合は2を、記入する。

6. 備考の欄の合計欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち国費〇〇円」を同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

7: (＊)については、単位当たりの単価(例:〇円/㎡等)を記載するとともに、上限単価を超えた単価を特に認める(認めた)場合にあっては、(特)と記載するとともに、その理由及び積算資料等を添付することとする。

8. 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条に基づく総合化事業に関する計画に記載されることが確実な処理加工施設については、（六）と記載する。

(別紙3) (3)被害防止計画の概要

1事業実施主体等

3 被害防止計画の概要

[illegible]

注1: 事業の種類については、被害緊急対応型は1、広域連携型は2を記入する。

2: 事業計画の内容については、推進事業と整備事業が一体の場合には1、推進事業の場合には2、整備事業の場合には3を記入する。

3: 目標指標の設定内容の欄については、目標を設定している場合には、該当する欄に1と記載する。

(別紙4) (4)都道府県広域捕獲活動等(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の概要
鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

1 広域捕獲活動

取組内容	事業費		備 考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

2 新技術実証・普及活動

取組内容	事業費		備 考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

3 人材育成活動

取組内容	事業費		備 考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			

4 総事業費

事業費	円
うち国庫交付金	円

注:参考資料等あれば添付する。

鳥獣被害防止総合支援事業の評価報告(平成〇〇年度報告)

〇〇県(都府道)

1 被害防止計画の作成数、特徴等

2 事業効果の発現状況

地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

3 被害防止計画の目標達成状況

被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象 地域	実施 年度	対象 鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用 開始	利用率・ 稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績						事業実施主体の評価	都道府県の評価
										被害金額			被害面積				
										目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率		

注:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。

5 第三者の意見

コメント

別記様式第9号（別記1の第4の1関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名
（協議会名）
代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害対策支援事業の実施計画の（変更）承認申請につ
いて

平成〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策支援事業を実施したい（鳥獣被害対
策支援事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平
成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記1の第1の
2（別記1の第1の6）の規定に基づき、関係書類を提出する。

- （注） 1 関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。
2 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

(別添)

○鳥獣被害対策支援事業（広域都道府県域計画（又は実績））関係

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分				備考
			国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
鳥獣被害対策 支援事業	推進事業 ○被害防止活動推進 1 推進体制の整備 2 個体数調整 3 被害防除 4 生息環境管理 ○実施隊特定活動 1 大規模緩衝帯整備 2 誘導捕獲柵わなの導入 整備事業 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 （焼却施設）	円	円	円	円	円	
	計						

- 注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
3 備考欄には、仕入れに係る消費税等控除相当額について、これを控除した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の目的

--

3 計画の作成状況

(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の規定に基づく被害防止計画の作成 ア 広域市町村域内の市町村が共同して作成 イ 広域市町村域内の各市町村ごとに作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

（注）被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく防除実施計画の作成	

（注）1 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

4 事業実施体制

(1) 協議会の概要

協議会の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

（注）協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容	

(注) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。

5 推進事業の内容

(1) 被害防止活動推進

① 推進体制に関する実施計画（又は実績）

開催年月日	会議名	内 容	事業費	負担区分				備考
				国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)			円	円	円	円	円	
(1／2以内)								
計								

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
3 協議会等の活動について記入すること。

②個体数調整に関する実施計画（又は実績）

ア 狩猟免許の取得

所属機関 の 名 称	免許の種類	取得 人数	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 個体数調整に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

③被害防除に関する実施計画（又は実績）

ア 現場技術指導者の育成

所属機関 の 名 称	育成人数	内 容	事業費	負担区分				備考
				国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)			円	円	円	円	円	
(1 / 2 以内)								
計								

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

イ 被害防除に関する事項

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	円	
(1/2 以内)									
計									

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

④生息環境管理に関する実施計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
（定額）				円	円	円	円	円	
（1/2以内）									
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

⑤大規模緩衝帯の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 整備内容・規模の欄に伐採率等を記し、整備範囲、農地等の防止対象区域が分かるような地図、規模決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

⑥誘導捕獲柵わなの整備計画（又は実績）

対象鳥獣	対象地域	実施時期	内 容	事業費	負担区分				備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	
				円	円	円	円	円	
計									

- （注） 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 整備内容、設置場所の規模（設置数）、仕様図など決定根拠となる資料、管理規定等を添付すること。

6 整備事業の内容

（１）施設整備地域の地域指定状況

市町村名	整備地域	地域指定状況					備 考
		山村	過疎	特農	半島	離島	

（注）施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

（２）侵入防止柵等整備の現状及び計画

区分	対象鳥獣	整備済面積 （Ａ）	要整備面積 （Ｂ）	整備計画面積 （Ｃ）	整備予定率 （Ａ＋Ｃ）／（Ａ＋Ｂ）	備考
侵入防止柵		ha （m）	ha （m）	ha （m）	%	

（注）整備計画面積欄には、市町村内要整備面積のうち当該年度において施設の整備を計画している面積を記入すること。

(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				補助率	備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他		
				円	円	円	円	円	%	
計										

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 侵入防止柵等の被害防止施設の設置場所が分かる地図、対象獣種及び柵の種類毎の1 m当たり単価、柵の仕様の分かる資料、導入資材の内訳及び事業費の内訳の分かる資料等を添付すること。
 4 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。

(4) 処理加工施設（焼却施設）の整備計画（又は実績）

対象鳥獣	整備地域	受益戸数	実施内容	事業費	負担区分				補助率	備考
					国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他		
				円	円	円	円	円	%	
計										

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
 2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。
 3 処理加工施設（焼却施設）の設置場所、対象範囲が分かるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
 4 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産第9426号生産局長通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料を添付すること。

7 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費) (A)+(B)+(C)+(D)	負 担 区 分				備 考
		国庫補助金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	そ の 他 (D)	
1 農山漁村活性化対策整備交付金 鳥獣被害防止施設 処理加工施設 (焼 却 施 設)	円	円	円	円	円	
2 農山漁村活性化対策推進交付金 推進体制の整備 個体数調整 被害防除 生息環境管理 大規模緩衝帯整備 誘導捕獲柵わな整備						
合 計						

- (注) 1 負担区分の都道府県・市町村費欄には、事業実施に係る都道府県費と市町村費の合計を記入する。
2 負担区分のその他欄には、事業実施に係る国庫補助金、都道府県費及び市町村費以外の額を記入する。

8 事業完了予定 (又は完了) 年 月 日

9 収支予算 (又は精算)
(1) 収入の部

区 分	本 年 度 予 算 額 (又は本年度精算額)	前 年 度 予 算 額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 農山漁村活性化対策整備交付金 鳥獣被害防止施設 処理加工施設 (焼 却 施 設)	円	円	円	円	
2 農山漁村活性化対策推進交付金 推進体制の整備 個体数調整 被害防除 生息環境管理					

大規模緩衝帯整備 誘導捕獲柵わな整備 3 自己資金					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本 年 度 予 算 額 (又は本年度精算額)	前 年 度 予 算 額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 農山漁村活性化対策整備交付金 鳥獣被害防止施設 処理加工施設 (焼却施設) 2 農山漁村活性化対策推進交付金 推進体制の整備 個体数調整 被害防除 生息環境管理 大規模緩衝帯整備 誘導捕獲柵わな整備	円	円	円	円	
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

10 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第 10 号（別記 1 の第 6 の 1 関係）

被害防止計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	
実施期間	

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年（年度）の実績値（A）	目標値（B）	目標年（年度）の実績値（C）	達成率（%） $A - C / A - B$	備考

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果

4. 総合評価

(コメント)

5. 第三者の意見

(コメント)

- (注)：1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、実施要綱別記 1 の第 6 の 2 に基づき改善計画を作成し、地方農政局長に提出すること。
- 2 3 の事業効果には、事業の実施により発現した効果を幅広に記入すること。なお、処理加工施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4 の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。

(別記 2)

鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

第 1 事業の内容等

1 事業の内容（要綱別表 2 関係）

(1) 事業内容欄の 1 の「実施体制の整備」については、検討会の開催等により事業の実施体制を整備し、次に掲げる事項について協議するものとする。

ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況及び被害防止における課題

イ 事業の目標

ウ 都道府県計画の作成・見直し

エ 被害防止対策に係る関係機関の連携体制の構築

オ 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

カ その他必要な事項

(2) 事業内容欄の 2 の「広域捕獲活動」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。なお、関係法令を遵守し、安全を確保した上で実施するものとする。

ア 農林漁業者、農林水産業団体又は市町村の職員等を捕獲の担い手として育成するための技能研修の実施及びこれらの者で構成される鳥獣の捕獲体制の整備

イ 農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣による被害発生状況、地形、被害防止施設の設置状況等に関する調査の実施及び本調査により明らかになった鳥獣の行動圏、被害防止対策が必要となる地域等に関する情報提供

ウ 農林水産業等に係る被害を及ぼす鳥獣の生息状況調査、捕獲を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の整備による捕獲

エ 安全で効果的に捕獲を行うための技術講習会等による捕獲の安全実施に向けた技術の普及

オ 捕獲された鳥獣の処理加工に要する技能に関する研修の実施並びに捕獲された鳥獣の肉等を用いた商品の開発及び販売・流通経路の確立

(3) 事業内容欄の 3 の「新技術実証・普及活動」については、大量捕獲技術等の個体数調整、追上げ・追払い等の被害防除、緩衝帯設置等の生息環境管理等の新技術の実証・普及活動を実施できるものとする。

(4) 事業内容欄の 4 の「人材育成活動」については、実施隊員確保のための研修会や被害防止対策の技術指導者等の育成研修会の開催等による被害防止に関する知識の普及を実施できるものとする。

2 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業に直接要する別表 4 に掲げる経費とし、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

3 事業の委託

都道府県は、要綱別表 2 の事業内容の欄の推進事業の一部を他のもの（鳥獣

の行動特性や被害防止対策に関する専門的知識を有するものに限る。)に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。

4 留意事項

都道府県は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第2 交付率

- 1 要綱別表2の交付率欄の生産局長が別に定める定額の限度額は、23,000千円以内とする。
- 2 要綱別表2の交付率欄の生産局長が別に定める個体数調整における上限単価(消費税を含む。)は次に掲げるとおりとする。

(1) 箱わな

仕 様 (幅×奥行き)	獣 種	上限単価 (千円/基)
大型獣用 (3 m ² 以下)	主にイノシシ、シカ、クマ (サル用を兼ねる。)	1 0 0
中型獣用 (2 m ² 以下)	サル専用	8 9
小型獣用 (0. 5 m ² 以下)	アライグマ、ハクビシン、 ヌートリア等	1 8

注:「小型獣用」には、タヌキ、キツネ等の小型動物も含まれるものとする。

(2) くくりわな

1 基当たり23千円とする。

(3) 囲いわな

1 m²当たり40千円とする。

(4) 誘導捕獲柵わな導入

1 m²当たり40千円とする。

3 地域特認

地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の2の上限

単価を超えて助成する必要がある場合にあつては、地方農政局長は整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成できるものとする。

第3 事業の実施等の手続

1 都道府県計画の作成等

- (1) 要綱別記2の第1の1の生産局長が別に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号により作成するものとする。
- (2) 要綱別記2の第1の1の生産局長が別に定める協議については別記様式第1号により行うものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記2の第1の2の生産局長が別に定める都道府県計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止とする。

3 事業の着工

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、都道府県知事は地方農政局長に提出するものとする。

第4 事業実施状況の報告

要綱別記2の第5の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第2号により行うものとする。

第5 事業の評価

要綱別記2の第6の事業の評価は、事業実施年度の翌年度に行い、要綱別記1の第6の1の(2)の報告とあわせて地方農政局長に報告するものとする。

別表 4 推進事業の補助対象経費

事業内容		補助対象経費
実施体制の整備	会議開催	・ 会場借料、会議用機械器具の借料 ・ 会議費、事務用品 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
	研修会・講習会	・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 会議費、事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修・講習受講費用及び旅費
	生息・被害状況調査	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 薬品類、調査機材及びその借料 ・ 調査に従事する者に対する保険代 ・ 車両の借料及びその燃料代
広域捕獲活動	捕獲活動	・ 捕獲活動（捕獲個体処理を含む。）への役務要請に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 事務用品、印紙代 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 捕獲に必要な機材（銃を除く。） ・ 捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。） ・ 止めさし資材、埋設資材 ・ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 ・ 捕獲に従事する者に対する保険代 ・ 重機、車両の借料及びその燃料代 ・ 商品開発資材
	研修会	・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 会議費、事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 技術研修・講習受講費用及び旅費
	技術実証	・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金
新技術実証・普及活動		

		・ 事務用品、印紙代 ・ 技術実証資材 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費
人材育成活動	研修会・講習会	・ 会場借料、研修用機械器具の借料 ・ 会議費、事務用品及び印紙代 ・ 書類等の印刷費及び製本費 ・ 郵便料、電信電話料及び運搬費 ・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金 ・ 研修教材費 ・ 研修・講習受講費用及び旅費

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキードック、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は交付の対象外とする。

別記様式第 1 号（別記 2 の第 3 の 1 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止都道府県活動
支援事業）の都道府県計画の協議（変更）について

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年 3 月31日付け19生産第9423号農林
水産事務次官依命通知）別記 2 の第 1 の 1 （第 1 の 2）の規定に基づき、関係書類を
添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、別記 1 の別記様式 6 号の都道府県計画を添付すること。
2 変更する場合は、当該計画書において、変更前と変更が比較対照できる
ように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号（別記2の第4関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）の
事業実施状況報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省生産局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林
水産事務次官依命通知）別記2の第5の規定により、別添のとおり報告する。

（注） 関係書類として、別記1の別記様式第7号を添付すること。

別記様式第5号（別記2の第3の3関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産省生産局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

平成〇〇年度鳥獣害被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止都道府県活動
支援事業）の交付決定前着手届

平成〇〇年度に交付対象計画として決定された都道府県計画に基づく下記事項につ
いて、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けす
る。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した
施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない
場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計
画変更は行わないこと。

(別記3)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第1 事業実施主体

- 1 要綱別表3の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める協議会とは、民間企業、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び独立行政法人で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、要領別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

- 2 事業実施主体は、生産局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) 地域リーダー育成研修事業

ア 研修カリキュラム及び教材の作成

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、集落診断調査の指導や診断に基づく対策手法の提案を行い、地域の合意形成を図る技術を有し、地域ぐるみの対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー（以下「地域リーダー」という。）を鳥獣の被害防止対策に係る基礎的な知識及び技術を有する者を対象として研修を行うことにより計画的に育成するものとし、必要な研修カリキュラム及び教材を作成する。その際には、農林水産省が作成する野生鳥獣被害防止マニュアル等を参照し、併せて最新の知見に基づく内容に修正するものとする。

イ 研修会の開催

アの研修カリキュラム及び教材に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダーを効率的に育成するため、全国2ヶ所以上で研修会を開催する。

ウ 事業実施体制の検討

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物等の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

(ア) 事業の目標

(イ) 研修カリキュラム及び教材の作成

(ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施

(エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

(オ) その他必要な事項

(2) 対策手法確立調査・実証事業

ア 新たな被害防止対策手法に関する調査

新たな被害防止対策手法を用いて被害対策等に取り組んでいる地区等を全国4ヶ所以上調査し効果を検証する。

イ 被害防止技術等に関する検討会の開催

被害防止技術等に関する検討会を開催するとともに、技術・器具等の展示を行う。

ウ 委員会の開催

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣の生態や最新の捕獲技術、被害防止対策等について専門的な知識や技術等を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

(ア) 事業の目標

(イ) アの被害防止対策に関する実態調査の内容、方法及び取りまとめ方法等

(ウ) 技術検討会の開催や技術展示の内容、方法等

(エ) エのマニュアル等の作成・配布・公表に関する事項

エ マニュアル等の作成・配布等

新たな被害防止手法に関する調査結果や被害防止技術等に関する検討会を踏まえ、効率的かつ効果的な鳥獣の被害防止対策のマニュアル等を作成・配布する。

(3) 利活用技術指導者育成研修事業

ア 研修カリキュラム及び教材の作成

捕獲した鳥獣の利活用に係る技術を普及するため、捕獲技術及び肉等の有効活用に係る知識並びに技術を有する技術指導者（以下「技術指導者」という。）を計画的に育成するための研修カリキュラム及び教材を作成する。

イ 研修会の開催

アの研修カリキュラム及び教材に基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技術指導者を効率的に育成するため、全国4ヶ所以上で研修会を開催する。

ウ 事業実施体制の検討

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するために、被害防止に関する実践技術、捕獲した鳥獣の有効活用等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

(ア) 事業の目標

(イ) 研修カリキュラム及び教材の作成

(ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施

(エ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

(オ) その他必要な事項

2 実施基準

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 推進事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。
また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。
- (3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は別表4のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性、被害防止対策に関する知見等を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、鳥獣被害対策基盤支援事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの協力を得るものとする。

第3 交付額

要綱別表3の交付率の欄の生産局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、33,573千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

要綱別記3の第1の1の生産局長が別に定める事業実施計画の作成及び承認申請は、別記様式第1号によるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記3の第1の2の生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とする。

第5 事業実施状況の報告

要綱別記3の第5の事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第2号により生産局長に対して、事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

第6 事業の評価

要綱別記 3 の第 6 の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を生産局長に報告するものとする。

生産局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容の評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

別表 5 鳥獣被害対策基盤支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容
設 備 備 品	設備及び物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に要する経費
消 耗 品	原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の購入に要する経費
旅 費	資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等に要する経費
謝 金	資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費
賃 金	資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために雇用した者等に対する実働に応じた対価
役 務 費	機械又は器具の保守又は修繕、翻訳、鑑定、設計、分析等に要する経費
委 託 費	調査の実施及び取りまとめデータ記帳等定型的業務を他の者に委託するのに要する経費
請 負 施 行 費	請負人が仕様書又は実施計画書に基づき、事業の一部を実施するのに要する経費
そ の 他	文献購入費、通信運搬費、印刷製本費、会場借料、自動車等借上料、成果の発表に必要な経費等

注：賃金の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の別添の 3 の直接作業時間数を把握するための書類整備についてに準じて事業従事者毎の業務日誌を整備すること。

別記様式第1号（別記3の第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の（変更）承認申請について

平成〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業（地域リーダー育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、又は利活用技術指導者育成研修事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記3の第1の1（別記3の第1の2）の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注） 関係書類として、別添の鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○鳥獣被害対策基盤支援事業
(事業実施計画)

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
	(例) ①研修カリキュラム及び教材の作成 ②研修会の開催 ③実施体制の整備 ④新たな被害防止対策手法に関する調査 ⑤全国検討会開催 ⑥マニュアル等の作成・配布	千円	千円	千円	
	計				

注：事業名の欄には、地域リーダー育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、又は利活用技術指導者育成研修事業のいずれかの事業名を記載する。

2 事業の目的

--

3 事業の内容

(1) 実施体制の整備

ア 委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

(注) 委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 委員会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備 考

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

（２）研修カリキュラム及び教材の概要

--

注１：研修カリキュラム（案）を添付すること。

２：地域リーダー育成研修事業又は利活用技術指導者育成研修事業の場合に記載する。

（３）研修会の開催計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備 考

注：地域リーダー育成研修事業又は利活用技術指導者育成研修事業の場合に記載する。また、備考欄に周知方法を記載する。

（４）対策手法確立調査・実証事業

調査・検証 時期	調査・検証 方法	調査・検証 対象	調査・検証の内容	備 考

注：対策手法確立・実証事業の場合に記載する。

(5) マニュアル等の作成・公表
 マニュアル等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	配布方法

(6) 全国検討会の開催

実施時期	内 容	開催場所	参加規模

注1：検討会開催及び技術等の展示及び周知方法について具体的に記載する。

2：対策手法確立・実証事業の場合に記載する。

4 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		交付金 (A)	自己資金 (B)	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 鳥獣被害対策基盤支援事業 ①地域リーダー育成研修事業 ②対策手法確立調査・実証事業 ③利活用技術指導者育成研修事業	円	円	円	
合 計				

5 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

6 収支予算（又は精算）

（１） 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 2 自 己 資 金	円	円	円	円	
合 計					

（２） 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 鳥獣被害対策基盤支援事業 ①地域リーダー育成研修事業 ②対策手法確立調査・実証事業 ③利活用技術指導者育成研修事業	円	円	円	円	
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

7 添付書類

（１）規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）

（２）関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

（３）実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記3の第5関係）

鳥獣被害対策基盤支援事業（〇〇〇事業）
事業実施状況報告書
（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記3の第5の規定により〇〇事業について別添のとおり報告する。

- （注）
- 1 〇〇事業については、地域リーダー育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、又は利活用技術指導者育成研修事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
 - 2 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。